

令和7年度 大阪府住宅供給公社 屋外広告物掲出事業者の募集
 一般競争入札 質疑回答書

大阪府住宅供給公社
 管理企画課

No.	質 疑 内 容	回 答
1	法人の場合、郵送入札時には役員の住民票は不要でしょうか。	法人の場合、役員の住民票は不要です。
2	落札額がそのまま掲出料となるのでしょうか。	落札額そのものが掲出料（契約金額）として確定するものではありません。 掲出料は、入札書に記載された1㎡当たりの単価に、契約時に確定した貸し出し面積を乗じて得た金額となります。 「屋外広告物掲出事業者の募集 実施要領」の10ページ「17 その他の注意事項（6）」を参考にして下さい。
3	郵送入札必要書類の日付について、この日付は「書類作成日」と「書類到着日」のどちらを記入すればよいのでしょうか。	郵送でご提出いただく入札必要書類の日付は、作成日をご記入下さい。

以下余白